

第2次朝倉市地域福祉計画・第4次朝倉市地域福祉活動計画（素案）に対するパブリックコメントについて

実施期間：令和5年12月25日（月）～令和6年1月19日（金）

意見提出者数： 4名

意見提出件数： 21件

修正： 10件

現行どおり： 11件

番号	該当箇所	ご意見	市の考え方	対応
1	P1	「1 計画の背景・目的」については「1 計画の背景」では	【修正前】「1 計画の背景・目的」 【修正後】「1 計画策定の背景」 なお、P1の本文に一部文言を追記します。	修正
2	P5	表題の「2 計画について」は「2 計画の目的と法的根拠について」となれば	【修正前】「2 計画について」 【修正後】「2 計画の位置づけ」 なお、P9の「3 計画の位置付け」は「（5）他の計画との関係」に修正します。	修正
3	P7	社会福祉法による第107条と第109条についての関係性と計画の位置づけで明確に示されていることはよく理解できますが、イメージ図については、P7とP9に掲載されていますが、他に適当な図はありますか。	地域福祉の根幹となる理念や方向性を互いの計画と共有したうえで、それぞれの役割を果たしながら連携していく関係であることをP7の5行目に追記し、一部図を修正します。	修正
4		地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係を図示されていますが、よく理解できません。地域福祉計画と地域福祉活動計画が相互に連携しながら補完・補強し合うイメージ図だとは思いますが、円の重なる部分と重ならない部分は、何を意図しているかが理解できません。重なる部分だけが補完・補強されているのでしょうか。重ならない部分はそれぞれの計画で、地域共有社会の実現につながるということなのでしょうか。		
5	P8	地域福祉の推進に当たっては、やはり基本は福祉行政が一步前に出た中での基本計画の考え方ではないでしょうか。	地域共生社会をつくるにあたっては、住民や地域の主体的な活動が必要不可欠だと考えています。市民の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。いただいたご意見を踏まえ、P8の5行目を以下のとおり修正します。	修正
6		<p>地域福祉の推進にあたって、自助、共助、公助という3つの視点が示されています。「多様化する地域福祉課題に対して、自分で解決できる問題なのか、地域の協力により解決できる問題なのか、行政や専門機関の手助けが必要なのか等、それぞれに何ができるかを考え、地域全体が力を合わせて」とありますが、自助、共助、公助をそれぞれに捉える考え方に疑問があります。また、行政や専門機関の手助けが必要なのか等、それぞれに何ができるかを考えとありますが、公助は考えるまでもなく、手助けをしなければならない立場にあると思っています。</p> <p>住民ひとり一人が幸せに暮らしたいと願い、日々暮らしていますが、個人では解決できないことがあります。これを少しでも解決し、後押しすることが地域の力である共助になると思います。しかし、法律やお金、公的なサービスがないと地域の力だけではどうすることもできません。法律や公共サービスを駆使して、幸せに暮らしていくという道のりを容易に、なだらかにできるのが公助だと考えています。自助と公助と共助のそれぞれが、何ができるのかという立場で考えるのではなく、それぞれが連携して地域福祉を充実させていく考え方が必要だと思料しています。</p> <p>しかし、（4）地域福祉の推進にあたっての項では、それぞれの立場で考え、それぞれができることをやっていくとあり、行政や専門機関である社会福祉協議会は行政施策として公的なサービスを行う機関として位置づけがされてあるように思います。</p> <p>自助、共助、公助が巧みに絡んで、地域福祉を推進する考え方を明記できないかと思っています。</p>		

番号	該当箇所	ご意見	市の考え方	対応
7	P9	社会福祉法による第107条と第109条についてはの関係性と計画の位置づけで明確に示されていることはよく理解できますが、イメージ図については、P7とP9に掲載されていますが、他に適当な図はありますか。 文章9行目、その他の分野の初めにたとえば、「 <u>復興実施計画</u> 」・「地方創生」…ではどうでしょうか。	イメージ図は、具体的に関連する福祉分野の計画を記載しております。なお、9ページの上から10行目に「災害復興」を追記します。	修正
8	P10	関連の市における計画書が掲載されていますが、その関連はどこかにあるところに明記してはどうでしょうか。たとえば保健医療との関係の部分や交通体系の部分、さらには生涯学習や学校教育との関係があり、それらは何らかの計画書とのつながりがあるとすれば、さらに補足説明してはどうでしょうか。（それぞれの方針等の中で）	主な関連計画の計画期間を掲載していますが、それらの関係性を細かく説明することは想定していません。	現行通り
9	P19	今回、市と社協と一緒に計画を作られてあるので、すごく期待しています。その上で、質問と提案をいたします。 19pに基調となる考え方として、「重層的支援体制の推進」が掲げられています。市・社協の取組欄には、福祉関係課以外の課も関わっております。今の福祉問題は、知っている家庭のことを考えても、一つの制度、一つの課では解決できないほど、大変な状況にあると感じます。 そこで、重層的な考え方が出てきたと思いますが、現在、市役所内にこれらをトータルに纏めて指示していく専任部署はあるのでしょうか。あれば、教えてもらいたいです。 もし、ないのであれば、その部署を新設し、必要な職員を配置すべきと考えます。「重層的支援体制を推進するため、市役所内の組織体制の整備を検討する」ぐらいのことは掲げて欲しいです。それが無い中では、市の計画にありがちな「絵に描いた餅」になってしまうのではないのでしょうか。	現在、専門の部署はございませんが、朝倉市全体で横断的に重層的支援体制を進めていきます。 なお、専門部署の設置については、今後の事業展開を考慮の上で、貴重なご意見として承ります。	現行通り
10	P30	交通手段の確保は安心安全の地域で生活できる基本なので、基本目標3 安心安全にできる環境づくりでも再掲載が必要ではないでしょうか	基本目標3 基本方針2 福祉サービスの充実 基本施策① 福祉サービスの質的向上（P76）の主な取組に再掲します。	修正
11	P31～45	・第4章 取組内容 基本目標1 住民が中心の取り組む地域づくり → 評価指標 → 基本方針2 地域づくり、交流の促進 → 基本方針3 地域福祉活動への支援 上記の項目に対するご意見を述べさせていただきます。 ● <u>中間支援組織（朝倉市ボランティアセンター）もしくは、それに準じる組織の設立を行う必要性があると考えます。</u> 以下にその理由を記載いたします。 ・評価指標にも触れられている通り、市民のボランティアおよび地域活動への意識が低い状態です。災害時のボランティア活動への理解はあるものの、主流は地域外からの支援であり、地域内でのボランティア参加は極端に少ない状況です。社協の災害ボランティア登録数も伸び悩んでおり、朝倉市ボランティア連絡協議会の団体およびメンバーも年々減少傾向にあります。 ・基本方針2 地域づくりと交流の促進が急務です。現在、災害や感染症の影響で交流の場が激減しています。その上、運営している団体のメンバーも高齢化が進んでおります。しかし、基本施策①（地域交流の促進）に対する方針（住民・地域ができること）は具体的な貢献が感じられません。また、基本施策②（ボランティア活動の推進）においては、既存の団体が解散するケースや新たな団体の設立が難しい状況が続いています。そのことを踏まえて取組方針を見ると内容が抽象的であります。 ・基本方針3 地域福祉活動への支援の基本施策①（関係団体への支援）は、事業所に関しては問題ないかもしれませんが、市民活動や地域活動団体は危機的な状況にあり、情報提供だけでは十分な対策が難しい状況です。そのため、基本施策②（担い手育成）が喫緊の課題となっておりますが、若いメンバーが不足している実態があります。 ○ <u>以上の理由から、活動団体、行政、社協、地域、企業などを結びつける中間支援組織（朝倉市ボランティアセンター）が必要です。</u> 業務内容として、情報共有、リーダー育成、支援団体への支援など、「ひと、モノ、情報」を結びつける存在と相談に行ける場所が不可欠であると考えます。市民活動は「福祉活動、災害支援活動、地域活動、お祭り等」すべてを含み、地域住民が積極的に参加できる存在が必要だと考えます。これにより、地域全体が協力し合い、より豊かで活気ある地域づくりが進むことを期待します。	市民活動、ボランティア活動を推進していく上での貴重なご意見として承ります。	現行通り
12	P39	民生委員児童委員活動にも支援が必要ではないのか。行政だけの支援のみでいいのか。再掲も必要ではないでしょうか。	「関係団体への支援」に含むところではありますが、「関係団体への支援」と「各種団体支援事業」の取組内容を整理・統合し、「民生委員児童委員協議会」を明記しました。	修正

番号	該当箇所	ご意見	市の考え方	対応
13	P84~P87	再犯防止の推進については情報開示も含めて難しい問題があるのではないのでしょうか。 P87の住民の取組の中にありますが、具体的には住民としてできることは難しいのでは。あくまで行政や関係団体の中で議論した中で住民への周知ではないのでしょうか。特に「性犯罪の問題としては」の情報発信は。 基本方針4については以前からあったものですかね。共に生きる理念は崇高な理念だと思いますが。	基本方針4の再犯防止は、国の「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、市の計画策定が努力義務化され、今回新たに加えたものです。 今後、計画に基づき取り組んでいきます。	現行通り
14	P89	計画の点検・評価と継続的な改善が示されていますが、具体的な評価指数等も掲載されていますが、どのような形で開催されるか、特に推進委員会の実施の回数は具体的な回数が必要です。年に1回なのか2回なのか、また、事前会議としての事務局会とか役員会的な会議回数も掲載しては。いつものPDCAのシステムだけになっているようなものです。どこかでワークショップを入れていくとか考えられませんか。また、推進委員会の意見や提言を公表すべきだと思います。イメージ図に工夫が必要ではないのでしょうか。	評価のための推進委員会の開催時期は、2年ごとに実施される市民アンケート結果を基に、開催する予定です。	現行通り
15	全般	SDGsとの関連が記載されていますが、具体的に17項目のマークを入れて説明してはどうでしょうか。	17項目のマークを追記します。	修正
16	全般	住民への理解や参加の方法はしっかり示すべきではないのでしょうか。特に住民・団体の役割の中で表現は「です」調の表現に近いものに変えてはいかがでしょうか。	ご意見ありがとうございます。「です・ます調」に統一しているところです。	現行通り
17	全般	各章の中で取組方針が住民・団体から社会福祉協議会、最後に市の取り組みとなっていますが、方針は市の方針が1にすべきではないでしょうか。 あくまで住民や団体は活動する具体的なもので、理解してもらおう項目（できること）ではないのでしょうか。方針とは別に記載してはどうでしょうか。	地域共生社会をつくるにあたっては、住民や地域の主体的な活動が必要不可欠だと考えております。市民の皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。	現行通り
18	全般	主な取組についても、担当課の中では行政と社会福祉協議会の活動が行うものを分けていくのはどうですか。わかりやすさで言うと取組は〇〇事業と明記しては。「●●研修」ではなく「●●事業」としてはどうですか。	市の委託・補助を受けた社会福祉協議会の取組事業もあるため、一体的に記載しています。 また、取組の表記については、取組の内容に応じて記載しています。	現行通り
19	全般	取組の中の文章には「取り組みます」「検討します」の言葉がありますが、具体的な年度目標はないのですか。	それぞれの取組方針に基づき、取組内容や方法について検討していきます。	現行通り
20	全般	2050年での人口問題を見据えたうえでの地域福祉計画が必要ではないのでしょうか。（労働者と労働力の在り方を考える。）3人に1人が高齢者になる。	今後の計画づくりの中での貴重なご意見として承ります。	現行通り
21	全般	今回の第2次朝倉市地域福祉計画・第4次朝倉市地域福祉活動計画が立てられていますが、改めて「自助・共助・公助」は大切な理念だと思います。ただ、私の中には、福祉の理念といえば「ノーマライゼーション」です。そのためにはもう少しユニバーサルデザインを創り上げる必要があるのではないかと思いますし、基本的には国の法的整備並びに財政面も確保した中での計画であると思います。 地域福祉行政は以前から自治体の特色等があったと思われます。地域福祉を推進する責任は自治体であることを明確にしたうえで、計画にしたものでなければならないと思います。責任を持つということは財源措置が必要です。自治体での方針の中で地域福祉活動が計画実施され、その活動計画を担うのは地区社会福祉協議会等を中心に展開されていくものだと思います。行政は制度化や要綱により予算化することであり、地域福祉活動を進めるうえでも住民の自主的参加が不可欠ですが、その保障となる財源の明確化や理解を受けるためにもしっかりしたものを作ることだと思います。地域住民が一体となってやるものであり、それらの点もふまえて考えるべきではないのでしょうか。 また、 新たに創設された事業がどれなのか少し整理して掲載されては どうでしょうか。新規事業や要望による事業等、地域の分析等がなされた中での方針であるならば、それなりの課題が出ているのではないのでしょうか。その 課題が具体的に取り組んであるかどうか見えていない ようです。	市民・団体アンケート調査や地域座談会、地区社会福祉協議会ヒアリングから見えた現状と課題に対する各主体の取組方針を記載しています。 貴重なご意見として承ります。	現行通り